

提案主題	特別支援教育の充実
サブテーマ	～特別支援教育の充実 校内の特別支援体制の整備と教頭の関わり～
協議の柱	合理的配慮を取り入れた特別支援教育を組織的に進めていくための方法と教頭の役割

提言者 白杵市立下南小学校 後 藤 徳 一

1 質 疑

- (1) Q 移動通級教室では、週1回訪問してどのような支援が行われているのか。
A 滑舌を良くするトレーニングやLD児に対する作文の書き方の基礎的指導等
- (2) Q 「合理的配慮計画」と「個別の支援計画」はどのように違うのか。
A ハード面は「合理的配慮」、下学年の学習内容を行うことは「指導計画」、福祉や医療機関との連携は「支援計画」と考えている。
- (3) Q 人権に関する部分で合理的な配慮、障がい者の差別を解消する新たな取組をしているのか。
A この場合の人権とは、一人の子どもに対する個別の支援が、他の子どもからの差別につながることはないか考えた。人権感覚の育成は、教育の土台なので学校全体で取り組んでいる。

2 協 議

- (1) まず教員が、合理的配慮について共通理解を図る場所を設定し学習する必要がある。コーディネーター等と連携して、個別的に取り組む体制づくりが必要。これから「合理的配慮」という言葉が保護者へ浸透してくるので、教頭の対応が大切になってくる。
- (2) 個別の指導、支援、合理的配慮計画について、例えばiPadを使った視覚化などの具体的な研修をすすめる。配慮を必要とする児童・生徒の情報をたくさん集めておき、全教職員で共通理解を図ることが大切である。
- (3) 授業のユニバーサルデザインも日常化している。ある学校で保護者から温水シャワーの設置の申し出があった。求めがあった場合は、担任より教頭が窓口となり、市教委・保護者等と連絡調整にあたったほうが良いと考える。

3 指導助言

- (1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」とは、障がいを持っている子どもと持っていない子どもが、共に同じような生活ができるようにするための法律である。
- (2) これまで作成した柔軟な対応等も合理的配慮にあたる。
- (3) 白杵市の研究が進んでいる。合理的配慮計画の還流の場ができることを望む。
- (4) 「合理的配慮」について理解し、保護者と相談する時には、管理職の役目が大切になってくる。聴覚過敏の子どもへのイヤホンの着用や識字障害の子どもへのタブレットの使用などの配慮を求めてきた保護者がいた。必要かつ可能な配慮かどうかの管理職の見極めが大切である。